

～おふたりの新生活を応援します～

井川町でご夫婦として新生活を始める方々へ、

結婚に伴う費用（住居費・引越費用・リフォーム費用等）の支援を行います

井川町結婚新生活支援事業

補助金額 上限30万円

対象世帯 令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に結婚したご夫婦

婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下であること

夫婦の合計所得が400万円未満であること

町税に滞納がないこと

継続して2年以上井川町に住む意思があること

そのほか町で定める要件に該当すること

対象費用 住宅取得・リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用



井川町結婚新生活応援事業

補助金額 上限15万円

対象世帯 令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に結婚したご夫婦

婚姻日の年齢が夫婦どちらかが39歳以下であること

町税に滞納がないこと

継続して2年以上井川町に住む意思があること

そのほか町で定める要件に該当すること

対象費用 住宅取得・リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用、家電等購入費用

※どちらの事業にも該当するご夫婦は、申請書等は兼ねることができます。

両方の事業合わせて、最大45万円まで補助申請が可能です。

申請書等必要書類など詳しい内容については井川町HPをご確認ください。



♡ Have a happy wedding life ♡

申請・お問い合わせ先
井川町役場 町民生活課
結婚新生活応援担当
018-874-44155
tyoumi@town.ikawa.akita.jp